

1. 目的

今日まで、消費者の求めに応じ眼鏡を調製する眼鏡技術者に何ら公的な資格があたえられていない状況下にある。消費者の視力を保護し、最新の技術知識によるビジョン・ケアを提供する上で、消費者の信頼が得られるよう眼鏡技術者の責務を明確にし、資質を維持向上させ、且つ、公的資格制度へ到達するステップとして、業界認定資格制度を確立することを目的とする。

2. 認定機関及び諮問機関

本制度における資格の認定機関は、社団法人日本眼鏡技術者協会（本部大阪府）とする。また、本制度の制定並びに運営に関わる諸問題の諮問機関として、有識者若干名を含む「認定資格制定委員会」を置くものとする。

3. 資格の名称、種別、等級、認定基準

本制度により授与される資格の名称は「認定眼鏡士」とし、「認定眼鏡士登録証」を発行する。その等級、認定基準は下記のごとく定める。

等級

S級, SS級（標準等級）、及び SSS 級
認定基準

S級：

- ① 旧全日2年制眼鏡学校を卒業した者
 - ② 2年制通信課程修了者で5年以上の実務経験を有する者
 - ③ 全日3年制以上の眼鏡学校卒業生（4年制通信課程修了者を含む）で、眼鏡学校の行うSS級認定眼鏡士試験を受けていないか、不合格となった者
- 認定基準

[SS級：標準等級]（註1）

- ① 3年制以上の眼鏡学校卒業生で、眼鏡学校の行うSS級認定試験に合格した者。（4年制通信課程修了者を含む）
 - ②（社）日本眼鏡技術者協会が行うSS級認定眼鏡士試験に合格した者
 - ③ S級取得後、本ガイドラインの定めるSS 級への進級条件を満たした者、又は（社）日本眼鏡技術者協会が行うSS級認定眼鏡士試験に合格した者
- 認定基準

SSS 級：（註2）

- ① 海外の公認された眼鏡学校を卒業した者
- ② SSS 級認定眼鏡士試験に合格した者

註1：認定眼鏡士の標準資格は「SS級」とし、S級登録者に対しては、今後進級のための講習又は試験を行って、S⇒SSへの進級を促す。

註2：SSS 級受験資格は、①S級、SS 級認定眼鏡士有資格者、②3年制以上の眼鏡学校に

在籍する者又はその卒業生、③その他、当認定資格制定委員会で認められた者、とする。

4. 登録及び登録更新

各級の認定眼鏡士の登録は3年間有効とするが、登録更新の条件として、毎回、有効期間の3年の間に、登録級、年齢にかかわらず、3回以上の生涯教育認定講習会を受講することを義務付ける。

5. 認定の対象となる眼鏡学校

認定眼鏡士の認定対象となる眼鏡学校は下記の通りとする。

(名称)	(所在地)	(教育年限)
東京眼鏡専門学校 (旧称東京オプトメトリック・カレッジ)	東京	3年 (旧2年制有り)
キクチ眼鏡専門学校	名古屋	4年
日本眼鏡技術専門学校	大阪	3年 (旧2年制有り)
ワールド・オプティカル・カレッジ	岡山	3年
近江時計眼鏡宝飾専門学校	滋賀	3年(旧2年制有り)

(旧眼鏡学校－現在は存在しないもの)

旧日本眼科衛生学院	埼玉	2年
旧日本眼鏡専門学校	東京	2年
旧早稲田眼鏡専門学校	東京	2年
旧タナカ眼鏡学校	広島	2年

(海外) : その国において公認された眼鏡学校 (原則として4年制以上) で、認定資格制定委員会が認めたもの

6. 生涯教育認定講習会

登録の更新に必要な生涯教育認定講習会は下記のごとくとする。

- ① (社) 日本眼鏡技術者協会が行う生涯教育、実技講習、専門講座並びに通信講座
 - ② 各眼鏡学校が主宰する卒業生、及び認定眼鏡士を対象とするオープンセミナー
 - ③ 日本眼鏡学会が開催する年次セミナー及びオープンセミナー
 - ④ 眼鏡関連企業等が行う講習会で、時間数、講習内容が認定講習の基準を満たし、企業のPR色を排除し、(社)日本眼鏡技術者協会と共催で行なうもの。
 - ⑤ その他、認定資格制定委員会が認める講習会又はセミナー
- 講習の形式としては、講義、口演、実習、通信によるものに加えて、インターネットを利用した教育講習も認めるものとする。
- 但し、①～⑤のいずれも3時間を1回分(1単位)とする講習会又はセミナーであること(従って、例えば6時間のセミナーを受講した場合は2回分(2単位)、90分のセミナーを受講した場合は0.5回分(0.5単位)の取得を認める。)

7. 登録の停止、取消し

下記のケースに該当する者は、(社)日本眼鏡技術者協会の理事会における決議を経て、登録を停止または取消することができる。

[登録の停止と復活]

- ① 3年間に必要な生涯教育認定講習を受講しなかった者
- ② 更新に必要な登録料の納付を怠った者
- ③ 登録を復活するためには、登録停止後1年以内に不足分の講習を受講し、〔社〕日本眼鏡技術者協会に必要な書類を添えて申請することとする。
- ④ 登録停止後1年以内に不足分の受講をした場合は登録更新を認める。
 - ⑤ 上記④の場合、更新できる年数は残存する2年間とし、2年後には次の更新を迎えるものとする。
(但し、登録を停止しても(社)日本眼鏡技術者協会の会員としてとどまることは出来る。)

[登録の取消し]

- ① 業務上、認定眼鏡士としてふさわしくない行為のあった者
- ② 裁判所により成年被後見人又は被保佐人の宣告を受けた者

8. 技術者協会によるSS級認定試験

平成19年4月1日以降は、認定眼鏡士の対象は原則として3年制以上の眼鏡学校卒業生のみとしているが、(社)日本眼鏡技術者協会は一般の眼鏡技術者に認定眼鏡士への道を開くため、年1回SS級の認定試験を行うものとする。

{SS級認定試験の実施要領}

開催場所：東京、名古屋、大阪、岡山各眼鏡学校の4会場。 但し、一次試験は希望者が40人を超える場合、その地域での開催も可とする。

開催予定時期：毎年8月頃に1回開催

(試験内容)

学科試験： 学科(医学系、光学系、視機能系、加工調整系、マネジメント系の5科目において、3年制修了レベルの出題により行う)

実技試験： 実技(加工調整、視力測定、フィッティングの3科目)

- 受験資格： ①高校卒業後5年以上の実務経験を有するもの
②短大卒業後3年以上の実務経験を有するもの
③大学卒業後1年以上の実務経験を有するもの
④S級認定眼鏡士

9. 眼鏡学校卒業生の認定試験と登録及び進級

① 平成19年4月以降(平成19年3月卒業生含む)は原則として、3年制以上の眼鏡学校の卒業生を認定眼鏡士として認定することとしている。その内卒業に際し各眼鏡学校で行われるSS級認定試験(眼鏡学校協会の定める認定試験ガイドラインに基づいたもの)の合格者は、卒業後直ちにSS級認定眼鏡士として登録できるものとする。但し合格していない場合でも、S級認定眼鏡士として登録できるものとする。これによりS級を登録した者は、(社)日本眼鏡技術者協会が行うSS級認定試験を受験し、合格した場合はSS級認定眼鏡士として登録できるものとする(この場合実技試験は免除する)。

② 2年制通信課程修了者は、5年以上の実務経験があれば卒業後直ちにS級認定眼鏡士と

して登録できる（5年未満の場合は、実務経験が5年に達した時点でS級の登録申請ができる）。これによりS級を登録した者は、（社）日本眼鏡技術者協会が行うSS級認定試験を受験し、合格した場合はSS級認定眼鏡士として登録できるものとする（この場合実技試験は免除する）。

③ 眼鏡学校協会の定めにより、平成16年度より開始された、S級認定眼鏡士資格取得のための2年制通信課程の受講資格は高校卒業生又はそれと同等以上の能力を有する者であることと同時に、既に眼鏡業務に従事していることを必要とする。

10. 進級のための特例措置

現在、S級認定眼鏡士に登録している人は、眼鏡学校卒業の有無にかかわらず、特例処置として平成25年3月末日までに3回（3単位）以上の生涯教育認定講習（実技講習、通信講座を含む）を受講することにより、SS級認定眼鏡士への進級を認める。

11. 平成22年4月以降の等級、呼称について 等級と呼称は下記の如くとする。

- ① S級認定眼鏡士
- ② S S級認定眼鏡士（標準等級）
- ③ S S S級認定眼鏡士

付記：

- 1. 2000年11月14日 「認定眼鏡士制度ガイドライン」初版施行
- 2. 2001年4月20日 同上一部改定施行
- 3. 2002年5月7日 同上一部改定施行
- 4. 2003年2月14日 同上一部改定施行
- 5. 2004年4月12日 同上一部改定施行
- 6. 2005年4月13日 同上一部改定施行
- 7. 2006年1月27日 同上一部改定施行
- 8. 2006年10月25日 同上一部改定施行
- 9. 2007年10月17日 同上一部改定施行
- 10. 2010年4月1日 同上一部改定施行